

(対大臣・**副大臣**・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火) 参・文教科学委 小川敏夫 議員(立憲)

1問 在学中受験資格を導入した趣旨について、法務副大臣に問う。

〔前提一現行の司法試験受験資格〕

現行司法試験法では、司法試験を受験することができる者として、①法科大学院を修了した者、②予備試験に合格した者の2種類が定められているところである。

〔法科大学院在学中受験資格導入の趣旨〕

今回の法案においては、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しいレベルの者が養成されることを前提として、更なる時間的・経済的負担の軽減を図るため、法科大学院課程の修了を待たずして早期の司法試験受験を可能とする法科大学院在学中受験資格を、新たな司法試験受験資格として認めるものである。

これにより、現行では法科大学院修了後、司法修習開始まで約8か月間の無職の空白期間（ギャップターム）が生ずるが（注）、この期間が短縮又は解消されることになり、減少している法曹志望者の回復につながることを企図している。」

(注) 現在においては、司法修習は、法科大学院修了後 8 か月後の毎年 1 1 月末に開始し、翌年 1 2 月中旬に終了している。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

更問1 ギャップタームを解消する意義について問
われた場合。

〔現行制度〕

現行制度においては、法科大学院修了資格の場合、3月に法科大学院を修了した者が、5月に司法試験を受験し、その合格を経て11月末に司法修習を開始するまでに、最短でも約8か月間の無職の空白期間（ギャップターム）が一律に生じているところである。

〔ギャップタームの問題点〕

このギャップタームについては、法科大学院修了後、最短でも約8か月もの無職の期間を学生に課すもので、学生に対して心理的な不安感を強いる上に、時間的・経済的にも負担を課すものである等の問題が指摘されている。

〔ギャップターム解消の意義〕

したがって、このような空白期間が解消された場合には、学生の不安感の減少、時間的・経済的負担の軽減を図ることができるとの利点が生じると考えられる。」

更問2 在学中受験資格導入後には、司法試験の在り方をどのように見直すことになるのか、と問われた場合。

〔前提及び課題〕

司法試験の実施については、司法試験委員会に委ねられているところであるが、今回の制度改革による在学中受験資格の導入については、司法試験の実施時期や、（今回の法案が選択科目を引き続き存置することとしていることとも関連し、）法科大学院教育課程との連携、法科大学院生の学習到達度の確保といった点での検討の必要性が指摘されているところである。

〔司法試験の在り方を検討する会議体〕

そこで、法務省としては、改正法案が成立すれば、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、司法試験委員会とも連携した、しかるべき会議体を速やかに設置して、検討を進めていくことを予定している。

その会議体においては、法科大学院の新たな教育課程の内容やカリキュラム編成、学生の学習到達度等の議論と並行して、関係者の協議により、司法試験の実施時期を含む司法試験の在り方について必要な検討が行われるものと考えている。」

更問3 今回の改革は、予備試験合格者を法科大学院ルートに取り込むことを意図するものではないか、と問われた場合。

〔結論－予備試験合格者の取り込みが目的ではない〕

今回の改革は、（法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担の大きさや、司法試験合格に係る予測可能性の低さのゆえに、）法曹の途に進むことを躊躇又は断念している有為な人材が、安心して法曹となるためのプロセスに進むことを促すことにより、法曹となる人材の確保を推進することを目的とするものであり、同じく法曹となるべく予備試験を経由して司法試験に合格する者を法科大学院ルートに取り込めばよいといった目的のものではない。

そもそも、法曹を志望する者が、法曹になるための司法試験受験に向けて、法科大学院を経由するか、予備試験を経由するかは、本人の自由な判断に委ねられている状況に変わりはない。

法務省としては、あくまで、今回の改革により、全体としての法曹志望者の減少に歯止めがかかり、法曹志望者数の回復につながっていくことを期待している。」

（参考）今回の改革の概要

今回の改革では、法科大学院教育の充実を図ることを前提とした上で、

- 法科大学院と連携する法学部の「法曹コース」の設置を制度的に位置付け、早期卒業などにより、学部3年で法科大学院に進学する仕組みを明確化するとともに、
- 法科大学院在学中の司法試験受験を可能とし、これらにより、最短約6年間で学部入学から法科大学院を経て法曹資格を取得することができ、大幅な時間短縮が図られることとなる。
また、新たに法科大学院の定員管理の仕組みを設け、予測可能性の高い法曹養成制度を実現することとしている。

(対大臣・**副大臣**・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火)参・文教科学委 小川 敏夫 議員(立憲)

2問 在学中受験資格を導入することにより、プロセスによる法曹養成の理念が崩れるのではないか、法務副大臣に問う。

[在学中受験資格の要件]

今回の法案では、法科大学院教育の充実(注1)を前提として、法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減を図るため、

- 法科大学院在学中の者であって、
- 所定科目単位を修得し(注2)、かつ、1年以内に法科大学院課程の修了見込みがあることにつき、当該大学の学長の認定を受けた者に、新たに、司法試験受験資格を付与することとしている。

このように、在学中受験資格を取得するためには、少なくとも1年以上法科大学院課程に在籍し、かつ、厳格な成績評価がされることを前提に、司法試験の受験に必要な所定科目単位を修得することが必要とされているから、法科大学院教育を着実に履修した者のみが在学中受験をすることができるようになるものと理解している。



〔法科大学院修了が司法修習生の採用要件〕

加えて、在学中受験資格で司法試験を受験し合格した者が、司法修習生として採用されるためには、法科大学院課程の修了を要件としている。

〔プロセスによる法曹養成の理念を堅持〕

以上のように、今回の法案では、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の理念を堅持しつつ、法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減を図り、有為な法曹人材の確保を推進しようとするものであるから、プロセスとしての法曹養成制度の理念を崩すものではないと考えている。」

(注1) 連携法の改正により、法科大学院において、法曹となろうとする者に必要な学識等を涵養するための教育を段階的・体系的に実施すべきことを規定し、成績評価や修了認定の基準等の公表を法科大学院に義務付けるなど。

(注2) 「所定科目単位の修得」の具体的内容は、法務省令で規定することとなっており、法律基本科目や選択科目相当科目として開講されている科目等について一定の科目及び単位数を定めることを検討している。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

更問 1 法科大学院在学中受験資格に基づき司法試験を受験し、これに合格した者について、法科大学院課程の修了を司法修習生の採用要件とする理由は何か、と問われた場合。

〔前提〕

現行法上、司法修習生は、①法科大学院課程を修了した者又はこれと同等の学識等を有することを判定する予備試験に合格した者であって、かつ、②司法試験に合格した者の中から採用することとされている。

〔結論—法科大学院修了者と同様の能力・資質の確保〕

今回導入する法科大学院在学中受験資格により司法試験を受験し、これに合格した者については、プロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持し、法科大学院課程修了後の司法試験合格者と同様の能力・資質を備えていることを確保するため、法科大学院の修了を司法修習生として採用されるための要件としたものである。」

(参照条文)

- (今回の法案による改正後の) 裁判所法 (昭和 22 年法律第 59 号)
(採用)

第六十六条 司法修習生は、司法試験に合格した者（司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第四条第二項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の四月一日以降に法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

2 （略）

更問2 在学中受験資格が認められる要件の一つである所定科目単位の修得は、具体的には、いつまでに、どのような科目の単位を履修すればよいのか、と問われた場合。

〔前提〕

在学中受験資格の取得に当たって修得が必要となる所定科目単位の具体的内容については、法務省令により定めることとしている。

〔科目・単位数及び修得時期について〕

この法務省令の具体的内容は、今回の法科大学院改革に伴う法科大学院の教育課程の見直しの状況等と並行して検討し、決定する予定であるが（注）、現在のところ、法律基本科目や選択科目相当科目として開講されている科目等について、一定の単位数を定めることを検討している。

今回の法改正後の司法試験の実施時期については、現時点では決定していないが、仮に、新しい司法試験の実施時期を夏頃とした場合、在学中受験資格取得に係る要件充足の確認手続のために要する期間等を考慮すると、法科大学院3年次の学生が在学中受験をする場合には、法科大学院2年次の修了時までの修得単位が基準となると考えている。」

(注) 具体的には、今回の法科大学院改革に伴う法科大学院の教育課程の見直しの状況等を踏まえて、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なもの」であるかどうかという観点から検討し、決定することとなる予定。

(参照条文)

○ (今回の法案による改正後の) 司法試験法 (昭和二十四年法律第四十号)

(司法試験の受験資格等)

第四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、司法試験は、第一号に掲げる者が、第二号に掲げる期間において受けることができる。

一 法科大学院の課程に在学する者であつて、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次のイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの

イ 当該法科大学院において所定科目単位(裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。)を修得していること。

ロ 司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

二 この項の規定により前号の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から五年を経過するまでの期間のいずれか短い期間

3・4 (略)

更問3 法改正後、司法試験の実施及び合格発表の日程は、いつ頃となるのか、と問われた場合。

〔司法試験の実施時期について〕

司法試験の実施時期は最終的には司法試験委員会の決定事項であり、現時点で方針は決定していない。

もともと、今回の制度改革による新しい司法試験の実施時期は、法曹志望者や法学教育関係者にとって非常に関心が高い事項であることは認識しており、法案成立後に設置する予定の文部科学省等の関係省庁、教育関係者、法曹実務家等を構成員とする会議体において検討することとしている。

なお、今回の法改正の立案を担当する立場としては、法科大学院における教育の実施を阻害せず、法科大学院教育と司法試験との有機的連携を図る等の観点から、「一つの選択肢」として、現状の5月実施を後倒しして、夏頃の実施とすることを想定しているところである。

〔司法試験の合格発表時期について〕

あくまで仮定ではあるが、司法試験を7月頃に実施することとした場合、合格発表の時期は10月頃となることが想定される。」

更問 4 司法修習の開始時期について問われた場合。

〔前提〕

今回の法案による法改正後の司法修習の開始時期については、最終的に最高裁判所において定められるべき事柄であり、具体的にどのような時期になるのかについて現時点で申し上げることは困難である。

〔現行制度より早い時期に司法修習を開始する方向〕

もっとも、在学中受験資格の導入により、法科大学院を經由して司法試験を受験しようとする者の時間的・経済的負担の軽減を図るという観点からは、在学中受験資格で司法試験を受験し、これに合格した者が、法科大学院修了後、現行制度よりも早い期間内に司法修習を開始できるようにすることが不可欠であると考えている（注）。」

（注）現在においては、司法修習は、法科大学院修了後 8 か月後の毎年 1 1 月末に開始し、翌年 1 2 月中旬に終了している。司法修習の開始時期が法科大学院課程の修了直後になると仮定した場合、3～4 月頃に司法修習が開始することになる。

(参照条文)

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

2 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

(対大臣・**副大臣**・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火)参・文教科学委 小川敏夫 議員(立憲)

3問 今回の改正により、法科大学院修了資格で司法試験を受験する者にとって、かえってギャップタームが長くなるのは不当ではないか、法務副大臣に問う。

[修了資格者について期間の長期化は不可避]

現時点で、今回の法案を踏まえた司法試験の実施時期や司法修習の開始時期がどうなるかは決まっていない(注1)が、司法修習の開始時期が法科大学院課程の修了直後になるとすると、法科大学院修了後に司法試験を受験して合格した者にとっては、現行制度との比較において、法科大学院課程の修了から司法修習開始までの期間が3～4か月程度長くなる結果になること(注2, 3)は確かである。

しかしながら、この点については、法科大学院教育の充実を前提に、法科大学院在学中受験資格を導入し、法曹志望者の時間的・経済的負担を最大限軽減することにより、多くの学生が在学中受験が可能となる制度設計とすることに、不可避免的に生じるものであり、全体としての制度設計は合理的なものと考えている(注4)。



〔結論―負担軽減に向けた必要な取組を進める〕

いずれにしても、法改正が実現した後の司法試験の実施時期、司法修習の開始時期を含む新たな法曹養成制度の運用については、文部科学省、最高裁判所など関係機関と十分に協議して対応してまいりたい。」

(注1) 司法試験の実施時期は、今後設置予定の会議体での議論を踏まえ、最終的には司法試験委員会において、司法修習の開始時期等の日程は、最終的には最高裁判所において定められる事項である。

(注2) 法科大学院課程を3月に修了後、現在は、その年の11月末に司法修習が開始しているが、仮定した場合には、翌年の3～4月頃に司法修習が開始することになる。

(注3) 改正法に基づき、法学部を3年で早期卒業した場合や法科大学院に飛び入学した場合は、法科大学院修了後に司法試験を受験して合格した場合でも、現行（法学部4年、法科大学院2年、11月末の司法修習開始）より、法学部入学から司法修習開始までの期間は、8か月程度短くなる。

(注4) 司法修習開始時期が法科大学院課程の修了直後になるとすると、司法修習修了後の法曹資格の取得時期が、年度初めの社会における就職動向にも合致することにもなる。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

更問1 在学中受験資格により司法試験に合格する者のごく僅かなのではないか。

〔前提－合格率予測は困難〕

司法試験の合格者数については、実際の試験結果に基づき司法試験委員会において決定されるべき事柄であり、法科大学院在学中受験資格による将来の合格者数や合格率を予測することは困難である。

〔結論－合格率が低迷することはない〕

もともと、法科大学院在学中受験資格の導入は、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提とするものであることからすれば、在学中受験資格による受験をした者の合格率が低迷することはないものと見込んでいる。」

更問2 例え話をもとに、一般論として、一部の者を優遇し、他の者の負担を加重することは不公平ではないか、と問われた場合。

〔前提〕

委員の御説明に係るお話は、あくまで例え話という前提であり、それについて法務省としてお答えすることは差し控えたい。

〔結論－全体としての制度設計は合理的〕

もともと、(先ほど申し上げたとおり、)法科大学院修了後に司法試験を受験し、合格した者にとって、現行制度との比較において、法科大学院課程の修了から司法修習開始までの期間が3～4か月程度長くなる結果になることについては、法科大学院在学中受験資格を導入し、法曹志望者の時間的・経済的負担を最大限軽減することにより、多くの学生が在学中受験が可能となる制度設計とすることに不可避免的に生じるものであり、全体としての制度設計は合理的なものと考えている。」

(参考資料) 令和元年5月30日参・法務委 速記録

更問3 在学中受験資格以外の受験資格により司法試験に合格した者のための司法修習を別途実施し、年2回司法修習を行うべきではないか、と問われた場合。

〔前提〕

司法修習に関する事項については、最終的には最高裁判所において定められるべき事柄であり、今回の改正法案を踏まえて具体的に司法修習の内容等がどのようになるのかについて申し上げることは困難である。

〔結論—想定していない〕

もっとも、法務省として、今回の制度見直しにおいて、(委員御指摘の) 司法修習の在り方や実施内容を大きく改めるような司法修習制度の見直しをすることは想定していない (注)。」

(注) 裁判所法の規定を前提とする限り、年2回司法修習を実施することは、法律上は不可能ではない。

(参照条文)

○裁判所法 (昭和二十二年法律第五十九号)

第六十七条 (修習・試験) 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習

生の修習を終える。

- 2 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

(対大臣・**副大臣**・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火)参・文教科学委 小川 敏夫 議員(立憲)

4問 予備試験につき、一般教養科目の役割及び論文式試験の一般教養科目を廃止する理由について、法務副大臣に問う。

〔予備試験に一般教養科目が置かれた趣旨〕

予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識・能力等の有無を判定するものであるところ、一般教養に関しては、法科大学院の入学者選抜において、学部卒を要件とし、学部段階において一般教養を学んでいることのほか、社会人については、学業以外の活動実績や社会での経験等も重視されている。

このように、法科大学院修了者については一般教養を備えていることが担保されていると考えられることから、予備試験においても、一般教養科目を試験科目としたものである。

〔選択科目導入及び一般教養科目廃止の趣旨〕

今回の改正法案では、法科大学院教育の充実のため、法科大学院課程において、選択科目相当科目の履修義務付けがされることを踏まえ、予備試験の論文式試験に選択科目を導入することとしている。

これは、選択科目相当科目の履修義務付けにより、



予備試験について当然に必要なになると考えられる見直しである（注）。

その上で、予備試験全体の負担の合理化の観点から、論文式試験から一般教養科目を廃止することとしたものである。

（なお、一般教養科目が置かれた趣旨に鑑み、今回の法改正後も、予備試験の短答式試験に、一般教養科目は引き続き存置されることとしている。）」

（注）予備試験の試験科目は、法科大学院修了者と同程度の学識能力を有するかどうかを判定する試験であるとの目的に照らして決定されるべきものであり、司法試験の試験科目に選択科目が存置されることは、予備試験の試験科目に直ちに影響を与えるものではない。

（参考）令和元年予備試験実施日程

〔短答式試験〕令和元年5月19日（日）

9:45～11:15（1時間30分）民法・商法・民事訴訟法

12:00～13:00（1時間）憲法・行政法

14:15～15:15（1時間）刑法・刑事訴訟法

16:00～17:30（1時間30分）一般教養科目

〔論文式試験〕令和元年7月14日（日）、15日（月）

7月14日（日）

9:30～11:50（2時間20分）憲法・行政法

13:15～15:35 (2時間20分) 刑法・刑事訴訟法

16:30～17:30 (1時間) 一般教養科目

7月15日(月)

9:30～12:30 (3時間) 法律実務基礎科目(民事・刑事)

14:00～17:30 (3時間30分) 民法・商法・民事訴訟法

[口述試験] 令和元年10月26日(土), 27日(日)

試験科目 法律実務基礎科目(民事・刑事)

[合格発表] 令和元年11月7日(木)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火) 参・文教科学委 小川 敏夫 議員(立憲)

5問 法科大学院課程の教育内容に含まれていない一般教養科目を、予備試験において試験科目として課すのは不当ではないか、法務副大臣に問う。

〔予備試験に一般教養科目が置かれた趣旨〕

(先ほど申し上げたとおり、) 予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識・能力等の有無を判定するものである。

法科大学院の入学者選抜においては、①大学卒業を要件とし、学部段階において一般教養を学んでいることのほか、②社会人については、学業以外の活動実績や社会での経験等も重視される結果、法科大学院修了者については一般教養を備えていることが担保されていると考えられる。

一方で、予備試験については、受験資格の制限がなく、法科大学院修了者のような担保がないことから、一般教養科目を試験科目としている。

〔結論—不当なものではない〕

このような趣旨からすれば、予備試験において一般教養科目を試験科目として課すことには合理性があり、不当なものではないと考えている。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

更問 予備試験の短答式試験の一般教養科目の出題内容が、5教科で大学を受験している国公立大学出身者に有利なものになっており、不公平ではないか、と問われた場合。

〔前提〕

予備試験の短答式試験の一般教養科目については、司法試験委員会において、出題範囲を、人文科学、社会科学、自然科学、英語とする方針がとられている。

また、出題の形式や内容に関しては、より適切なものとなるよう、出題を行っている司法試験予備試験審査委員において、十分な検討をされているものと承知している。

〔結論――一定の受験者層のみに有利なものではない〕

短答式試験の一般教養科目の出題に当たっては、特定の分野に偏ることのないよう、各分野からの出題数のバランスに配慮しつつ、多数の問題を出題し、その中から、受験者が一定数の問題を選択して解答するという出題形式をとるなどの工夫が行われており、必ずしも全分野の問題について解答することが求められているわけではない。

したがって、ご指摘のような一定の受験者層のみに有利な内容となっているとは認識していない。」

(参考)

- これまでの予備試験の短答式試験の一般教養科目については、42～43問程度が出題され、その中から選択した20問を解答するという方式がとられている。
- 分野別の内訳は、人文科学12問～14問程度、社会科学6～7問程度、自然科学16～18問程度、英語5～7問程度となっている。
- 実際の各分野の出題数如何によっては、例えば、自然科学の問題を全く選択しないことも可能である。

(対大臣・**副大臣**・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火)参・文教科学委 小川敏夫 議員(立憲)

6問 予備試験の一般教養科目について廃止することを含め、予備試験制度の見直しを行うべきではないか、法務副大臣に問う。

〔推進会議決定〕

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においては、予備試験について、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているなどとの指摘があるとされており、法務省において、必要な制度的措置を講ずることを検討することとされている。

〔今後の検討〕

法務省としては、まずは今般の法案の着実な実施に向けて、文部科学省等と十分に連携を図り、しっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、また、文部科学省等と適切に連携しつつ、必要な検討を行ってまいりたいと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

更問1 予備試験に合格しても重ねて司法試験を受験しなければならず屋上屋を重ねる形となっているが、このような予備試験受験生の負担について、更に問われた場合。

〔予備試験の位置付け〕

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を經由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するものである。

したがって、予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院の課程を修了したものと同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として実施され、法科大学院課程修了者との同等性を確認する試験と位置付けられる。

〔司法試験の位置付け〕

他方で、司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とするものである。

したがって、予備試験と司法試験は、その目的や位置付けを異にするものであり、予備試験を經由し



た者については、予備試験を通じて法科大学院修了者との同等性を確認された後に、司法試験を受験することは当然に予定されている。(したがって、予備試験と司法試験が屋上屋を重ねるという批判は当たらないものと理解している。)

〔司法試験による「点」の選別は相当でない〕

仮に、法曹になろうとする者に、何らの条件や制約を付すことなく、広く司法試験の受験資格を認めるとすると、それは法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成を見直すものであり、司法試験による「点」の選抜を実施しようとするものにほかならないから、そのような制度見直しは相当でないと考えている。」

更問2 予備試験の存在により、司法試験に合格する能力を有する者が司法試験受験から排除されているのではないかと更に問われた場合。

〔予備試験の意義〕

現行の法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度においては、法科大学院を經由しない者は、司法試験を受験するための要件として、法科大学院修了者と同等の学識等を有することを確認するための予備試験に合格することを求めている。

このような予備試験の存在は、司法試験の受験を不当に制限したり排除したりするものではなく、プロセスとしての法曹養成制度の趣旨を守りつつ、幅広い法曹資格取得のための途を確保しているものであり、御指摘は当たらないものと考えている。」

更問3 予備試験があることで、本来司法試験に合格できる受験生が、司法試験合格者から排除されている（司法試験の合否判定で不利に扱われている）のではないかと更に問われた場合。

〔実際の試験結果に基づき適切に判定・決定〕

予備試験合格者は、法科大学院修了者と同程度の能力及び資質を有していると判断されたものであり、司法試験考査委員の合議による判断に基づいて司法試験委員会が司法試験の合格者を決定するに当たり、法科大学院修了資格に基づく受験者と予備試験合格資格に基づく受験者とで異なった取扱いが行われていないものと承知している。」

更問4 予備試験は、その合格者数を不当に制限しすぎではないか、と更に問われた場合。

〔実際の試験結果に基づき適切に判定・決定〕

（繰り返しになるが）予備試験は、法科大学院修了者と同程度の学識能力等を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであり、その判定に当たる予備試験考査委員の合議においても、その後の司法試験委員会の決定においても、実際の試験結果に基づいて適切に合格者の判定及び決定を行っているものと承知している。

したがって、予備試験の合格者数を不当に制限しているとの御指摘は当たらないものと考えている。」

更問5 予備試験合格資格者と法科大学院修了資格者の司法試験合格率の格差を踏まえてもなお、不当な制限とはいえないということか、と更に問われた場合。

〔前提－司法試験合格率の差異〕

（御指摘のように、）近年の司法試験において、予備試験合格資格者と法科大学院修了資格者との間で、司法試験の合格率に相当の差異が生じている事実は認識している。

このように、法科大学院全体としての司法試験合格率が低迷していることについては、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなっているとの指摘がされ、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定に基づき、法科大学院教育の充実を含む、法科大学院改革が進められてきたところである。

したがって、このように差異が生じている現状は、法科大学院改革により、今後、法科大学院全体としての司法試験合格率が改善されていくことによって解消されていくものと考えている。

〔結論－予備試験の合格判定は適切〕

いずれにせよ、予備試験の合格者の判定及び決定については、先ほど申し上げたとおり、予備試験の



目的に照らし、予備試験考査委員の合議及び司法試験委員会の決定において適切に行われているものと承知している。

したがって、予備試験の合格者を不当に制限しているとは考えていない。」

(参考) 平成30年司法試験の結果

予備試験合格資格者の合格率 77.60%

法科大学院修了資格者の合格率 24.75%

更問6 予備試験合格資格による司法試験合格者が
増えている理由について、更に問われた場合。

〔実際の試験結果に基づく司法試験委員会の決定〕

予備試験合格資格による司法試験合格者が増えて
いるが（注1）、司法試験の合格者については、あ
くまで、実際の試験結果に基づく司法試験委員会の
決定によるものである。

〔近年の状況について〕

もともと、近年の司法試験等に関する客観的な状
況として、

○ 予備試験の合格者数が、増加傾向にあること（注
2）

○ 予備試験合格資格による司法試験受験者の合格
率が、法科大学院修了資格による受験者の合格率
よりも高いこと（注3）

が見受けられ、これが予備試験合格資格による司法
試験合格者数の増加に結び付いていると見られると
ころである。」

（注1）予備試験合格資格による司法試験合格者の推移

平成24年 58人

平成25年 120人

平成26年	163人
平成27年	186人
平成28年	235人
平成29年	290人
平成30年	336人

(注2) 予備試験合格者数の推移

平成23年	116人
平成24年	219人
平成25年	351人
平成26年	356人
平成27年	394人
平成28年	405人
平成29年	444人
平成30年	433人

(注3) 予備試験合格資格受験者と法科大学院修了資格受験者との合格率の比較

	予備試験合格資格	法科大学院修了資格
平成24年	68.24%	24.62%
平成25年	71.86%	25.77%
平成26年	66.80%	21.19%
平成27年	61.79%	21.57%
平成28年	61.52%	20.68%
平成29年	72.50%	22.51%
平成30年	77.60%	24.75%

更問7 予備試験合格資格により司法試験を受験し、法曹となった者の評価について、更に問われた場合。

〔法曹として備えるべき能力を備えている〕

（予備試験合格資格により司法試験を受験・合格した者の法曹としての資質・能力等について、様々な見方があることは承知しているが、）法務省としては、司法試験に合格し、さらに司法修習を経て法曹資格を取得した者については、予備試験合格資格により司法試験を受験・合格したか、法科大学院修了資格により司法試験を受験・合格したかを問わず、法曹として備えるべき能力を身に付けているものと考えている。

（法曹としての能力は、個々人の能力や資質のほか、業務形態や専門分野、実績、自己研鑽の努力等によって評価されるべきものであり、予備試験合格資格により司法試験を受験・合格した場合と、法科大学院修了資格により司法試験を受験・合格した場合とで、法曹としての能力や有り様を、総体として比較評価することは困難であると考えている。）

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成
6月18日(火) 参・文教委 小川 敏夫 議員(立憲)

7問 司法試験予備試験の実施時期を見直し、合格発表後直ちに司法試験を受験することができるようにすべきではないか、法務副大臣に問う。

〔前提〕

司法試験予備試験の実施時期については、司法試験委員会の判断に委ねられているところ。

〔司法試験委員会における検討内容〕

司法試験委員会においては、広く意見を聴取するなどした上で、様々な要素を考慮して現行の試験実施時期を決定したものと承知。

なお、議論に際しては、

- ・ 予備試験は短答式試験、論文式試験、口述試験の三段階で行う試験制度になっており、実施期間が長くかかるため、予備試験合格者が同年度の司法試験を受験できるよう日程を組むことは困難であること
- ・ 予備試験の合格発表の時期から翌年の司法試験の出願時期までそれほど期間が空いておらず、予備試験合格後直ちに次の司法試験受験に向けた手続に移行すること



などから、予備試験の合格者が受験資格を得るのが翌年の司法試験になることについても不合理ではないとされたものと承知。」

(参考1) 司法試験及び司法試験予備試験の日程

- 司法試験
 - 1 月中旬～ 出願
 - 5 月中旬頃 短答式試験及び論文式試験
 - 9 月頃 合格発表
- 司法試験予備試験
 - 1 月下旬～ 出願
 - 5 月中旬頃 短答式試験
 - 7 月頃 論文式試験
 - 1 0 月頃 口述試験
 - 1 1 月頃 最終合格発表

(参考2) 司法試験予備試験の実施時期に関する方針は、「予備試験の実施方針について」(平成21年11月11日、司法試験委員会決定)において決定された。

(参考3) 司法試験委員会会議議事要旨(第60回、平成21年11月11日)

○委員長 規制改革会議から問題意識を伝えられているもう一つの点は、予備試験の合格者が受験資格を得るのは翌年の司法試験になるという点である。この点については、当委員会でも議論を行ったが、短答式試験、論文式試験及び口述試験という三段階で行う試験制度になっているため、実施期間が長くかかり、新司法試験が行われる5月までには予備試験の合格発表は間に合わない。また、新司法試験の出願時期は前年の12月であるので、

予備試験の合格発表の時期からそれほど期間が空いているとも思えない。

○委員 予備試験は、法科大学院の修了に代わるものであるから、そのためにある程度の時間を要することになってもやむを得ないのではないかと思う。

○委員 旧司法試験に合格した場合、司法修習を開始するのは翌年の4月だった。一方、新司法試験に合格した場合は、司法修習の開始が合格した年の12月に繰り上がっているので、予備試験の合格、新司法試験の出願から受験、そして修習開始までを総合的に見れば、さほど差はなく、許容範囲ではないかと思う。

○委員長 受験生の側にしてみれば、予備試験と本試験との間に期間が空いていた方が、本試験に頭が切り替えられてむしろ喜ばれるという見方もできるのではないか。

【責任者：大臣官房人事課 伊藤課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

更問 1 予備試験を年の前半で実施し、司法試験を年の後半で実施すれば、予備試験合格者が同じ年の司法試験を受験することができるのではないか。

〔結論〕

（司法試験及び予備試験の実施については、司法試験委員会に委ねられているところ、）現行の司法試験及び予備試験の日程については、司法試験委員会において、諸般の事情を踏まえて適切に決定しているものと承知。」

更問2 司法試験の出願期間から実施までの期間を決定するに当たって考慮している「諸般の事情」の具体的内容について問われた場合。

〔結論〕

例えば、受験資格の有無の確認や、地域ごとの出願者数を踏まえての試験会場の選定、身体に障害等を持つ受験者に対する受験特別措置（注）の検討などに必要な期間を考慮しているものと承知。」

（注）受験特別措置とは、視覚障害、肢体障害、その他身体に障害等がある場合に、審査により、障害等の種類・程度に応じて行う特別の措置をいう。

例えば、パソコン用電子データや点字による出題、パソコンを使用した答案作成、試験時間延長等の措置がとられている。

更問3 法改正後、司法試験の実施及び合格発表の日程は、いつ頃となるのか、と問われた場合。

〔司法試験の実施時期について〕

司法試験の実施時期は最終的には司法試験委員会の決定事項であり、現時点で方針は決定していない。

もっとも、今回の制度改革による新しい司法試験の実施時期は、法曹志望者や法学教育関係者にとって非常に関心が高い事項であることは認識しており、法案成立後に設置する予定の文部科学省等の関係省庁、教育関係者、法曹実務家等を構成員とする会議体において検討することとしている。

なお、今回の法改正の立案を担当する立場としては、法科大学院における教育の実施を阻害せず、法科大学院教育と司法試験との有機的連携を図る等の観点から、「一つの選択肢」として、現状の5月実施を後倒しして、夏頃の実施とすることを想定しているところである。

〔司法試験の合格発表時期について〕

あくまで仮定ではあるが、司法試験を7月頃に実施することとした場合、合格発表の時期は10月頃となることが想定される。」

更問4 予備試験の実施時期について、今後見直すことは検討していないのか、と問われた場合。

〔前提〕

（先ほど申し上げたとおり、）予備試験の実施時期は、司法試験委員会の判断に委ねられている。

〔会議体において検討〕

法務省としては、今後、本法案成立後に設置する予定の文部科学省を始めとする関係省庁、教育関係者、法曹実務家等を構成員とする会議体において、司法試験の実施時期を含む司法試験の在り方について検討することとしているが、それとの関連で、予備試験の実施時期についても必要な検討がされるものと認識している。

〔結論－関係機関等と十分連携して対応〕

いずれにしても、法務省としては、法改正が実現した後の司法試験及び予備試験の実施時期、司法修習の開始時期を含む新たな法曹養成制度の運用について、文部科学省、最高裁判所など関係機関と十分に協議して対応してまいりたい。」

(対大臣・**副大臣**・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火) 参・文教科学委 小川 敏夫 議員(立憲)

8問 質の高い法曹を輩出するため、現行よりも司法修習の期間を延ばすべきではないか、法務副大臣に問う。

〔前提〕

現行裁判所法においては、司法修習生は少なくとも1年間修習をすることが必要であるとされており、この点については、今回の法曹養成制度改革に関する改正法案の成立後においても同様である。

そして、司法修習に関する事項については、最終的には最高裁判所において定められるべき事柄であり、今回の改正法案を踏まえて具体的に司法修習の内容等がどのようになるのかについて申し上げることは困難である。

〔結論—司法修習の見直しは想定していない〕

その上で申し上げますと、法務省としては、現在の法科大学院教育と司法修習の役割分担は適切と考えており、今回の法曹養成制度の見直しにおいて、(委員御指摘の)司法修習の在り方や実施内容を大きく改めるような司法修習の見直しをすることは想定していない。



法務省としては、まずは、法科大学院改革と司法試験制度の見直しを内容とする今般の法案の着実な実施に向けて、文部科学省等と十分に連携を図り、しっかりと進めることが最優先と考えている。」

(参考) 修習期間を「少なくとも一年間」に短縮した趣旨

- ① 法科大学院においては、将来の法曹としての実務に必要な能力等として学識及びその応用能力とともに「法律に関する実務の基礎的素養」を涵養するため、理論的のみならず実践的な教育が体系的に実施されるものであり、これまで司法修習の中で教育されてきた内容の一部を法科大学院における教育に委ねることになることや、
- ② 法曹養成期間全体が過度に長期化することを避ける必要があること
をも考慮し、法科大学院における教育等との適切な役割分担を図るとともに、一層効果的な修習方法を工夫することにより、司法修習の期間を1年に短縮した。

(参照条文)

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

- 2 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

更問1 例えば、司法修習の期間について、法改正をせずに1年半又は2年とすることは可能なのか、と問われた場合。

〔結論一直ちに明文に反するものではない〕

（先ほど申し上げたとおり、）現行裁判所法においては、司法修習生は少なくとも1年間修習をすることが必要であるとされており、この点については、今回の法曹養成制度改革に関する改正法案の成立後においても同様である。

そうすると、司法修習の期間について1年半や2年とすることが直ちに明文に反するものではないと考えている。

もっとも、（先ほど申し上げたとおり、）法務省としては、今回の法曹養成制度の見直しにおいて、（委員御指摘の）司法修習の在り方や実施内容を大きく改めるような司法修習制度の見直しをすることは想定していない。」

更問2 予備試験合格資格により司法試験に合格した者は、法科大学院教育を受けていないのであるから、今回の法改正を前提としても司法修習を充実させるべきではないか、と問われた場合。

〔結論－改革の実施状況等を踏まえて検討〕

（委員御指摘のとおり、）予備試験合格資格により司法試験に合格した者については、法科大学院教育を受けていることが前提とされていない。

また、法科大学院教育を受けた者についても予備試験合格資格により司法試験に合格した者についてもいずれも等しく充実した司法修習が実施されるべきことは当然である。

（先ほど申し上げたとおり、）法務省としては、まずは今般の法案の着実な実施に向けて、文部科学省等と十分に連携を図り、しっかりと進めることが最優先と考えており、法改正が実現した後の司法修習の充実の在り方については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、また、最高裁判所と適切に連携しつつ、必要な検討を行ってまいりたい。」

(対大臣・**副大臣**・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火) 参・文教科学委 小川 敏夫 議員(立憲)

9問 司法修習生に対する給費制を復活させるべきではないか、法務副大臣に問う。

〔貸与制移行〕

給費制下では、国から司法修習生に対し、給与の(注1)ほか、国家公務員に準じて手当が支給されていたが、平成16年の裁判所法改正により、平成23年11月に修習を開始した新65期の司法修習生から、貸与制に移行した(注2)。

〔貸与制から修習給付金制度へ〕

その後、この点については、様々な意見、議論があったところであるが、平成29年4月の裁判所法改正により、司法修習生に対する新たな経済的支援策として、貸与制と並存する形で、修習給付金制度が創設され、同年11月から修習を開始した司法修習生(71期)から適用されているところである。

〔給費制に戻すことは困難〕

法務省としては、この修習給付金制度を継続的かつ安定的に運用していくことが重要と考えており、従前の給費制に戻すことは考えていない。」

(注1) 新64期の司法修習生では月額20万4200円の給費が支給されていた。

(注2) 給費制から貸与制への移行は、

- ① 司法試験合格者数の年間3,000人目標を前提として、司法修習生の増加に実効的に対応する必要があったこと
 - ② 司法制度改革の諸施策を進める上で限りある財政資金をより効率的に活用し、司法制度全体に関して国民の理解が得られる合理的な財政負担を図る必要があったこと
 - ③ 公務員ではなく公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは現行法上異例の制度であること
- 等から、給費制を維持することについて国民の理解を得ることが困難であったことによるものである。

このうち、最初に述べた理由については、司法試験合格者数の年間3,000人目標は平成25年に事実上撤回されたが、それ以外の2つの理由については（修習給付金制度が実施されている）現在でも同様に妥当するものであり、給費制から貸与制に移行した前提は失われていない。

(参考資料) 司法修習生に対する支給等一覧

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

司法修習生に対する支給等一覧

	新制度（予定）	現行（貸与制）	旧（給費制）
	71期～ (平成29年11月～)	新65期～70期 (平成23年11月～平成29年12月)	新61～新64期 (平成19年11月～平成23年12月)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 修習給付金 (基本額) 月13.5万円 + 貸与金^{※1} </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 貸与金 (基本額) 月23万円 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 給与^{※2} (本俸) 月20万 4,200円 </div>
導入修習開始^{※3}			
旅費（⇒和光市）	支給	支給	—
移転料 ^{※4} （⇒和光市）	支給	不支給	—
分野別実務修習への移動			
旅費（⇒実務修習地）	支給	支給	支給
移転料 ^{※4} （⇒実務修習地）	支給	支給 ^{※6}	不支給
分野別・選択型実務修習中			
通所費（自宅⇄修習場所）	不支給	不支給	支給（通勤手当）
家賃関係	支給 ^{※6}	貸与（住居加算） ^{※7}	支給（住居手当）
社会保険	国民健康保険等	国民健康保険等	裁判所共済組合
集合修習への移動			
旅費（実務修習地⇒）	支給	支給	支給
移転料 ^{※4} （実務修習地⇒）	支給	—	—
集合修習中			
通所費（自宅⇄司法研修所）	不支給	不支給	支給（通勤手当）
家賃関係	支給 ^{※6}	貸与（住居加算） ^{※7}	支給（住居手当）
社会保険	国民健康保険等	国民健康保険等	裁判所共済組合
日額旅費	不支給	不支給	支給
他の移動関係			
A班の集合修習から実務修習地までの旅費 (集合修習⇒選択型実務修習)	支給	支給	支給
B班の集合修習から実務修習地までの旅費 (集合修習・二回試験⇒修習終了)	—	—	支給

新制度における給付と修習課程の関係を簡潔に示すため、「旧（給費制）」は便宜新61期からとしている。

- ※1 新制度においては、貸与額を見直した上で併存される。
- ※2 旧（給費制）の給与（本俸）は新64期の額である。
- ※3 導入修習は第68期（平成26年11月採用）から開始された。
- ※4 修習に伴い住所・居所を移転する必要が認められる場合、支給される。新制度では、移転給付金が支給される。
- ※5 第67期（平成25年11月採用）から、採用前住所から実務修習地への移動につき、移転料の支給開始。
- ※6 新制度では、住宅を借り受け、家賃を支払っている場合、住居給付金（月額3.5万円）が支給される。
- ※7 自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っており貸与額の変更を希望する場合は、住居加算（2万5,000円）が認められ、貸与額を25万5,000円とすることができる。

(対大臣・**副大臣**・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火)参・文教科学委 小川 敏夫 議員(立憲)

10問 修習給付金制度について、更にその内容を
充実させるべきではないか、法務副大臣に問う。

〔修習給付金の内容や金額は適切〕

現行の修習給付金の金額(注1)は、制度設計の
過程で、法曹人材確保の強化を図るという制度の導
入理由のほか、修習中に要する生活費や学資金等の
司法修習生の生活実態等の事情(注2)を総合考慮
するなどして、基本給付金13万5,000円、住
居給付金月額3万5,000円と決定したものであ
り、適切なものと理解している。

〔制度の見直しの必要はない〕

法務省としては、(修習給付金制度の導入に当た
って法曹三者間で確認されたとおり、)まずは、現
行の修習給付金制度を継続的かつ安定的に運用して
いくことが重要であると考えており、現時点で、そ
の内容を見直すことは考えていない(注3)。

(注1) 修習給付金の支給金額は、最高裁判所規則である
「司法修習生の修習給付金の給付に関する規則」により
○ 基本給付金として、全ての司法修習生に対して一律
月額13万5,000円を支給するほか、

- 司法修習生が住宅を借り受け、家賃を支払っている場合には、住居給付金として月額3万5,000円
- 司法修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合には、その移転につき移転給付金として国家公務員の旅費法の移転料に準拠した金額を併せて支給することとされている。

(注2) 日本弁護士連合会が第68期司法修習生を対象に実施したアンケート等の結果によれば、司法修習中の生活に通常必要とする費用として平均13万4,000円程度が支出されている。

第68期司法修習生の修習実態アンケート等の結果(抜粋)

- 生活実費(合計約9万4,000円)
(食費、交通費、除法通信費等)
- 学資金(合計約4万円)
(学習費、書籍代等)

(注3) 修習給付金制度の導入に当たっては、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会の法曹三者間で、平成28年12月19日、修習給付金制度の内容及び金額、制度の導入後は、同制度について継続的かつ安定的に運用していくことを確認している。

(参考資料) 司法修習生に対する経済的支援について(報道発表)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

報道発表資料

法務省
Ministry of Justice

平成28年12月19日

法 務 省

司法修習生に対する経済的支援について

「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においては、政府として「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する」とこととされ、これまで法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会においてその対応を検討してきましたが、今般、三者間において、①平成29年度以降に採用予定の司法修習生に対する新たな経済的支援策となる給付制度を新設すること、②法務省が、当該支援策を実施する上で必要となる裁判所法の改正に向けた作業を進め、次期通常国会における同改正法案の早期成立に向けて努力すること、③最高裁判所及び日本弁護士連合会は、新制度の円滑な実施に協力すること、④新たな制度の導入後は同制度について継続的かつ安定的に運用していくことをそれぞれ確認しました。新たな制度の導入に当たっては、今後、平成29年度予算の閣議決定や裁判所法改正の手続を経ることとなります。

1 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

第2章 成長と分配の好循環の実現

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

（2）暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）

①治安・司法・危機管理等

（前略）法科大学院に要する経済的・時間的負担の縮減や司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する。

2 主な確認事項

法務省は、以下の制度方針に沿って裁判所法の改正に向けた作業を進め、次期通常国会における同改正法案の早期成立に向けて努力する。また、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会は、新制度の円滑な実施に協力するとともに新たな制度の導入後は同制度について継続的かつ安定的に運用していくこととする。

- 平成29年度以降に採用される予定の司法修習生（司法修習第71期以降）に対する給付制度を新設する。
- 給付金額の概要は以下のとおり。
 - ・基本給付 司法修習生に一律月額13.5万円
 - ・住居給付 月額3.5万円（修習期間中に住居費を要する司法修習生を対象）
 - ・移転給付 旅費法の移転料基準に準拠して支払
- 現行の貸与制は、貸与額等を見直した上で、新設する給付制度と併存させる。
- 給付制度の導入に合わせ、司法修習の確実な履践を担保するとともに、司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行う。

（問い合わせ先）

大臣官房司法法制部司法法制課 小林・原田
電話 03-3580-4111（内線2384）
03-3592-5427（直通）

(対大臣・**副大臣**・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火)参・文教科学委 小川 敏夫 議員(立憲)

11問 貸与制下の司法修習生であった者に対する救済措置を講ずるべきではないか、法務副大臣に問う。

〔救済措置を設けない理由〕

従前の貸与制下で司法修習を終えた者(注1)に対する救済措置については、①既に修習を終えている者に対して、国の財政負担を伴う事後的な救済措置を実施することにつき国民的理解を得ることは困難と考えられる。

②また、仮に、何らかの救済措置を実施するとしても、従前の貸与制下において貸与を受けていない者等(注2)の取扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題もある。

〔結論〕

したがって、貸与制下に司法修習を終えた者に対する救済策を講ずることは困難であり、予定していない。

〔返還期限の延期が可能〕

なお、従前の貸与制下の司法修習生が、経済的な



事情により法曹としての活動に支障を来すことがないようにするための措置として、一定の返還猶予事由がある場合には、貸与金の返還期限の猶予が制度上認められている（注3）。このような場合には、最高裁判所に対して、個別に、貸与金の返還期限の猶予を申請することが可能となっており、個別の申請に対しては、最高裁判所が適切に判断されるものと承知している。」

（注1）平成23年11月から平成28年11月までに修習を開始した司法修習生（司法修習新65期～70期）。

修習給付金は、平成29年11月に修習を開始した司法修習生（第71期）から支給されている。

（注2）そのほか、基本額未満の貸与を受けた者や繰上げ返済により既に返済を終えた者の取扱い等についても問題となる。

（注3）具体的には、①「災害・傷病その他やむを得ない理由」により返還が困難となった場合と②返還が「経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由がある」場合である。

このうち、①の「その他やむを得ない理由」として、育児休暇や介護休暇により一定期間収入を得ることができない場合等が想定されている。

また、②の「最高裁判所の定める事由」として、返還期限1年前の収入として、①300万円以下の場合（給与所得のみの場合）、②必要経費控除後の額が200万円以下である場合（給与所得のみ以外の場合）が定められ

ている。

(参照条文)

○裁判所法（平成29年法律第23号による改正前のもの）
第六十七条の二（略）

2（略）

3 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

4 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

5（略）

(参考) 平成30年11月16日衆議院法務委員会松田功君に対する山下法務大臣答弁

弁護士といわゆる谷間世代問題ということでございますけれども、いわゆる谷間世代の司法修習生に対して救済措置が必要だということでございますが、これはそもそも、要するに、経済的支援制度を導入する際に、相当、超党派で委員の皆様がお集まりになってやられたということはありません。

ただ、それより先に進んで、既に修習を終えている者に対して国の財政負担を伴う事後的な救済措置を実施することについて国民的理解が得られるのかという

ことになる、若干困難ではないかというふうな指摘もございます。そしてまた、既に貸与制のもとにおいて貸与を受けていない者の取扱いをどうするか。要するに、貸与を受けていない、じゃ、その人には払うのか払わないのかとか、そういった制度設計上の困難な問題もあるということでございます。

そうしたことは先ほど司法法制部長も答弁したと思いますが、ただ、若い世代の法律家が存分に活躍できる、そういう若い法曹にとって魅力ある社会を我々はつくりたいというふうに考えております。

そういった中で、今、さまざまな制度変更、例えば相続法制の変更であるとかあるいは民法の債権法の変更であるとか、こういったことも含めて、新しい分野に若い法曹にチャレンジしていただいて、しっかりと頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

といったことで、谷間世代の問題につきましては、なかなか難しいということを御理解賜ればというふうに思っております。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

更問1 貸与金の一部免除や返済猶予等の救済措置を講ずることも考えられないのか。

〔一部免除や返還猶予等の措置を講ずることは困難〕

（先ほど申し上げたとおり、）経済的な事情により、法曹として活動に支障を来すことがないようにするための措置として、一定の返還猶予事由がある場合には、貸与金の返還期限の猶予も制度上認められている。

このような事由が認められない場合にまで、一部免除や返還猶予等の措置を講ずることは困難であると考えている。」

更問2 貸与制下における司法修習生は、その前後の司法修習生と比べて、経済的取扱いに不公平が生じているのではないか。

〔不合理又は不公平とはいえない〕

貸与制を含む司法修習生に対する各支援制度は、いずれも、司法修習生が修習期間中の生活の基盤を確保して修習に専念できるようにし、修習の実効性を確保するための方策の一つとして採用されたもので、いずれも合理的な内容（注）と理解している。

したがって、司法修習生となった時期により、結果として、法律に基づき実施された経済的支援制度の内容が異なるからといって、その差異があることが不合理又は不公平と評することはできないと考えている。」

（注）当該貸与制は、希望する司法修習生に対し、基本額23万円を、資力審査なく無利息で月額貸与することを内容としたものであり、修習の実効性を確保するための方策として合理的と考えられる。